

令和7年第4回南幌町議会定例会議事日程（追加）

日程番号	事件番号	事 件 名	結 果
追加 1	発議第22号	核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書の提出について	
追加 2	発議第23号	食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書の提出について	
追加 3	発議第24号	安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書の提出について	
追加 4	発議第25号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について	

発議第22号

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月9日提出

提出者 南幌町議会議員 湯本 要
賛成者 // 家塚 雅人
// // 石川 康弘

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が2021年1月22日に発効しました。被爆者の長年の訴えが世界の国々を動かして実現した禁止条約は、現在、署名・批准・参加した国と地域が99に達し、核なき世界を求める声が広がっています。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁上し、抜け穴を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものです。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、「ウクライナへの軍事侵略に合わせて、ロシアは世界で最も強力な核保有国の一だ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。また、2023年にはパレスチナのガザ地区への攻撃を行っているイスラエルの閣僚が、ガザ地区への核兵器の使用を選択肢のひとつと発言しました。

核兵器の存在によって、人類の生存が脅かされていることは明白になっており、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

こうした中で、2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんのが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。

いまこそ、唯一の戦争被爆国である日本の政府が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年12月 日
北海道南幌町議会議長 側瀬敏彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣 各宛

発議第23号

食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月9日提出

提出者 南幌町議会議員 石川 康弘
賛成者 // 家塚 雅人
// // 細川 美喜男

食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書

農業をめぐっては、依然として世界情勢の不安定化や円安などによる物価高によって、燃油・肥料・飼料等の生産資材価格の高止まりから、農業経営は厳しい環境が続いております。また、近年の異常気象は高温・干ばつ、集中豪雨などを招き、各地において農地・農作物等への被害拡大に加え、相次ぐクマの出没等による鳥獣被害の増加で、人命や農畜産物への影響も深刻であり、営農や日常生活にも大きな影響を及ぼしています。

一方、日本経済は世界貿易機関協定に違反すると言われている米国との相互関税が今夏から発動となりましたが、農業分野ではMA米の内枠で米国産米輸入の75%拡大や大豆、とうもろこしの追加購入などで国内需給への影響が危惧されています。また、次々と発効してきたCPTPPなど大型貿易協定によって、我が国の農産物の関税率が即時撤廃されたほか、段階的な削減や輸入枠の拡大などで影響を受けています。

こうした中、政府は昨年6月の食料・農業・農村基本法の改正に基づき、今年4月に新たな基本計画が策定されました。基本計画では、激動する国際情勢や人口減少など国内状況の変化などにあっても、平時からの食料安全保障を確保する観点など、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めています。また、高市首相は所信表明でも、地域を活性化させ、食料安全保障を確保するため、農林水産業の振興が重要であるとして、5年間の農業構造転換集中対策期間において別枠予算を確保するとしています。

このため、改正基本法の理念に基づき、国内農業生産の増大を図り、将来にわたって国民に食料を安定供給できる農業生産基盤の強化や経営安定に資する所得政策の確立などの具体的な政策と予算の拡充、異常気象による農業被害対策も急務となっています。

つきましては、持続可能な食料・農村政策の確立に向けて、下記事項を要望します。

記

1 食料安全保障の確保の観点から、国内自給を基本とした農業生産の増大を図り、食料の安定的な供給に向けた生産体制の確立及び農地基盤の強化など、経営安定に資する農業政策の確立を求めるとともに既存農業予算の拡充・強化を図ること。

また、食料・農業・農村政策の施策実現に必要かつ十分な予算を別途措置すること。

2 米国との相互関税では、経済停滞や農業分野への影響を回避する対策を早急に講ずるとともに、CPTPPなどの国際貿易協定は、段階的な関税率の削減や輸入枠の拡大などで農産物に影響を及ぼしているため、今後の加盟国拡大による農業への影響なども勘案し、国内農業政策の強化に向けてTPP等関連対策予算は継続的に措置すること。

3 異常気象で病害虫の多発や農産物の収量・品質低下などの被害を招いていることから、地球温暖化に対応しうる種子や農業資材の開発など早急に進めること。

また、クマやシカ、アライグマ等の鳥獣被害が増加しているため、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保のほか、捕獲体制の強化やハンターの確保・育成、農地への侵入防止対策、緩衝地帯の設置など、地域の実情に対応した対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年12月　　日
北海道南幌町議会議長　側瀬敏彦

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣　各宛

発議第24号

安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見
書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月9日提出

提出者 南幌町議会議員 熊木 恵子
賛成者 // 家塚 雅人
// // 石川 康弘

安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書

介護保険制度は、2000年に高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして創設されましたが、必要なサービスを利用できない実態が広がり、約9.2万人（厚生労働省「雇用実態調査」2024年）が家族の介護を理由として離職しています。介護事業所は2024年には倒産・休廃業件数が784件と過去最多を更新しました。訪問介護は基本報酬引き下げの影響を受け、訪問介護事業所がゼロになった自治体も増加しています。

介護現場の人手不足も深刻になっており、政府は2026年度に介護職員が約25万人不足すると示しています。しかし、2024年度の全産業平均との賃金格差は前年の月額6万9千円から月額8万3千円へと拡大し、処遇改善は進んでいません。高齢化に伴い介護需要が増加する一方で、職場の人手不足は深刻となっており、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬の引き上げなどで介護従事者の処遇を改善することが必要です。

また、政府は利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助の保険給付はずしなど、さらなる負担増とサービス縮小を検討しています。しかし、65歳以上の介護保険料は全国平均で、制度開始時の2000年度に月額2,911円だったのが、現在は6千円超と倍以上に高騰し、すでに利用者への負担が増加しています。これ以上の負担増は、介護保険の利用に新たな困難をもたらし、介護サービスの利用控えにつながる懸念があります。

よって、国においては、必要な介護を受けることができないような事態を起こさないように、利用者負担の増加につながる見直しは行わないこと、国の財政支援を強化すること、介護職員の賃金引き上げなどの処遇改善を行うことなど、制度の抜本的改善を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年12月　日
北海道南幌町議会議長　側瀬敏彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣各宛

発議第25号

所得税法第56条の廃止を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月9日提出

提出者 南幌町議会議員 熊木 恵子

賛成者 // 家塚 雅人

// 石川 康弘

所得税法第56条の廃止を求める意見書

所得税法第56条は、個人事業主が生計を一にする親族に対して、労賃を支払ったとしても必要経費として認めないことを規定しています。

白色申告の場合、事業主の所得から配偶者で年間86万円、配偶者以外の家族で年間50万円が控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。

このため自営業者の配偶者や家族は社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けており、後継者育成にも大きな妨げとなっていました。政府は、青色申告にすれば給料を経費にできると言いますが、税務署長に届け出て認められなければなりません。働いている実態があり、記帳を行っているにもかかわらず申告の仕方による納税者への差別問題が生じています。

2009年、国連女性差別撤廃委員会は所得税法第56条について、女性の経済的自立を妨げていると懸念を表明し、2016年には所得税法の見直しを日本政府に勧告しました。世界の主要国は、自家労賃を必要経費と認めています。所得税法第56条は、時代遅れの世帯課税を引き継ぐものであり、この条項を合理化する特段の理由は存在しません。したがって、働き分への正当な評価と報酬の保証と男女格差を助長する女性の無償労働の解消のために速やかに廃止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年12月 日
北海道南幌町議会議長 側瀬敏彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣 各宛

